

静岡空港における刑事事件及び交通事故取扱要綱の制定 について

(平成21年4月2日例規第69号)

この度、別添のとおり「静岡空港における刑事事件及び交通事故取扱要綱」を定め、平成21年4月28日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

静岡空港における刑事事件及び交通事故取扱要綱

第1 目的

この要綱は、静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年県条例第28号。以下「条例」という。）により、牧之原警察署の管轄となる静岡空港（平成21年静岡県告示第494号で定めた「空港の区域」をいう。以下同じ。）における刑事事件（異常死体の検視を含む。）及び交通事故（以下「事件事故」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事件事故取扱区分及び要領

- 1 静岡空港の島田市側における事件事故の取扱いは、別図のとおり、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年県条例第22号）第10条に規定する制限区域に設けられた静岡空港制限区域立入禁止柵（以下「立入禁止柵」という。）を境界として、立入禁止柵及び立入禁止柵の内側を牧之原警察署の、立入禁止柵の外側を島田警察署の管轄とする。
- 2 管轄区域の境界付近において発生した事件事故は、端緒を得た署において署員を現地に急行させ、犯人の逮捕、現場保存等の必要な初動措置を行うものとする。この場合において、事件事故の管轄が他署であったときは、管轄する署の署員の臨場を待つて引き継ぐものとする。
- 3 事件事故が両署の境界上に位置するなど管轄する署を決定し難い特別の事情がある場合は、両署の署長の協議の上、管轄する署を決定するものとする。
- 4 その他静岡空港に係る事務の取扱いについて、必要な協議事項がある場合には、当該事務を主管する県本部の課長等及び両署の署長が、その都度協議するものとする。

第3 運用上の留意事項

- 1 両署は、境界付近における事件事故の取扱いに当たって、初動対応に間げきを生じないように相互に協力して対応すること。
- 2 この要綱は、条例で定める管轄区域を変更するものではないので、許認可である警察下命及び警察許可については、その対象となり得ないものである。